

刑法の一部を改正する法律（案）

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 国交に関する罪（第九十条―第九十四条）」を

「第四章 国交に関する罪（第九十条―第四章の二 日本国国章損壊の罪（第九十四条） 九十四条の二）」に改める。

第二編第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 日本国国章損壊の罪

第九十四条の二 日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理 由

日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。